

専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年2月24日提出

秦野市長 高橋昌和



専 決 処 分 書

交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

410,278円

2 賠償の相手方



令和4年1月14日

秦野市長 高橋 昌和



事故の概要

(1) 発生日時

令和3年11月30日(火) 午前10時40分頃

(2) 発生場所

秦野市新町5番5号(秦野警察署)

(3) 事故の状況

建設管理課職員の運転する公用車が、上記場所の駐車場において駐車しようとして後退する際、後方の安全確認が不十分であったため、右側後方に駐車していた[redacted]さん所有の軽自動車の左側前部に接触し、その一部を損傷させた。

(4) 本市の責任原因

後方の安全確認不履行

(5) 本市の過失割合

100パーセント